

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

1 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正

議員報酬の額を次のとおり改定することとした。

(1) 議長

月額 九六八、〇〇〇円 ↓ 九六五、〇〇〇円

(2) 副議長

月額 八四六、〇〇〇円 ↓ 八四三、〇〇〇円

(3) 議員

月額 七八〇、〇〇〇円 ↓ 七七八、〇〇〇円

2 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正
給料の額を次のとおり改定することとした。

(1) 知事

月額 一、二二八、〇〇〇円 ↓ 一、二二四、〇〇〇円

(2) 副知事

月額 九五〇、〇〇〇円 ↓ 九四七、〇〇〇円

3 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
給料等の額を次のとおり改定することとした。

(1) 常勤の職員

月額 五五二、〇〇〇円 ↓ 五五〇、〇〇〇円

(2) 非常勤の職員

月額 二一〇、七〇〇円 ↓ 二一〇、一〇〇円

〃 二〇〇、七〇〇円 ↓ 二〇〇、一〇〇円

〃 一九二、八〇〇円 ↓ 一九二、三〇〇円

〃 一〇九、三〇〇円 ↓ 一〇九、〇〇〇円

日額 一三、七六〇円 ↓ 一三、七二〇円
" 一一、八七〇円 ↓ 一一、八四〇円

(3) 附属機関の委員等

日額の限度額 三五、一〇〇円 ↓ 三四、九〇〇円

4 施行期日等

- (1) 平成二十三年十二月一日から施行することとした。
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

医療職給料表(一)を除く全ての給料表について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、中高年齢層が受ける給料月額を改定することとした。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改定することとした。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、第一号任期付研究員の給料月額を改定することとした。

4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年三月奈良県条例第三十四号)の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・四九パーセント引き下げることとした。

5 施行期日等

- (1) 平成二十三年十二月一日から施行する。
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。